

富士山火山三県合同防災訓練 2014 実施計画

1 目 的

広域的な災害が懸念される富士山噴火に備えた防災訓練を富士山火山防災対策協議会（以下、「協議会」という）構成機関及び関係市町、防災関係機関が合同で実施し、火山災害に対する防災力向上と連携強化を図る。また、住民等避難の手順を確認するとともに、富士山火山広域避難計画を検証し、その実効性を高める。

2 重点項目

- (1) 富士山火山広域避難計画の「検証」
- (2) 三県と国・市町村・防災関係機関の「連携」の強化
- (3) 自主防災組織等との「協働」による地域の防災体制確立
- (4) 県民の富士山噴火に対する知識・意識の「啓発」

3 主 催

三県（山梨、静岡、神奈川）、関係市町村及び協議会構成機関

4 実施日

平成 26 年 10 月 19 日（日）

5 訓練構成

訓練種別	形式	実施内容（場所）
合同図上訓練	図上	三県・内閣府テレビ会議（各県庁、内閣府） 火山災害対策合同会議（静岡県庁） 災害対策本部等設置運営訓練（山梨県庁）ほか
住民等避難訓練	実動	住民避難等（関係市町村会場）
独自訓練	図上又は実動	市町村や関係機関が独自に実施（住民等避難訓練を除く）（独自会場）

6 想 定

約 2 か月前から富士山周辺で前兆現象が観測され、その後、火山性微動が増加、気象庁は噴火警戒レベル 3 を発表する。

数日後、山体膨張の観測等、顕著な火山活動の兆候が認められたため、気象庁が噴火警戒レベル 4 を発表するが、さらに、顕著な群発地震、地殻変動の加速等により、10 月 19 日に噴火警戒レベルを 5 に引き上げる。静岡県庁には国の緊急災害現地対策本部が設置される。

同日、大規模な噴火が発生、さらに大量の火山灰が噴出し、その後、大量の溶岩流の流下が確認される。

7 訓練内容

(1) 合同図上訓練

噴火警戒レベルに応じた各機関の活動や役割について、協議会を構成する機関が共通認識を持つとともに、連携強化を図ることを目的に合同図上訓練を実施する。

ア 時 間 8:30～12:00

イ 場 所 静岡県庁（メイン会場）、内閣府・山梨県庁・神奈川県庁

ウ 参加機関

山梨県、静岡県、神奈川県、内閣府（防災担当）、国土交通省、気象庁、関係市町村など協議会の構成機関

エ 訓練項目

(ア) 三県・内閣府テレビ会議の開催

(イ) 火山災害対策合同会議の開催

(ウ) 災害対策本部等の設置運営 ほか

オ その他

詳細は「富士山火山三県合同防災訓練 2014・合同図上訓練実施要領」及び各県の本部運営訓練実施要領等による。

(2) 住民等避難訓練

参加市町村は、防災関係機関等と連携し、多会場分散実践型の住民等避難訓練を実施する。

ア 時 間 ※ 時間は各市町村により異なる

イ 場 所

(ア) 山梨県

富士吉田市、鳴沢村ほか

(イ) 静岡県

御殿場市、裾野市、富士市、富士宮市、小山町ほか

(ウ) 神奈川県

秦野市、南足柄市、松田町、山北町、開成町ほか

ウ 参加機関

(ア) 山梨県

山梨県、富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町、自主防災組織、自衛隊、警察、消防本部、国土交通省、気象台等

(イ) 静岡県

静岡県、御殿場市、裾野市、富士市、富士宮市、小山町、沼津市、三島市、長泉町、自主防災組織、自衛隊、警察、各消防本部等

(ウ) 神奈川県

神奈川県、秦野市、南足柄市、松田町、山北町、開成町、自主防災組織、自衛隊、警察、各消防本部等

エ 訓練項目

避難指示・避難勧告発令訓練、情報伝達訓練、避難誘導訓練、自家用車による住民避難訓練、避難行動要支援者の搬送訓練、残留者救出訓練等

オ その他

詳細は各県、各市町村及び関係機関の訓練実施要領等による。

(3) 独自訓練

市町村や防災関係機関等は、必要に応じ、独自訓練を計画し実施する。詳細は各機関の訓練実施要領等による。

8 留意事項

各訓練主体は、訓練の計画・実施にあたり以下に留意するものとする。

- (1) 「富士山火山広域避難計画」を参考に、担当業務や地域特性に合った訓練を実施すること。
- (2) 火山現象の進展にともなう対応を踏まえた実践的な訓練内容とすること。
- (3) 訓練の実施について、広報紙等を活用して積極的に広報し、県民の訓練参加の機運を盛り上げ、防災意識の高揚を図ること。
- (4) 訓練場所は、実際に災害が予想される場所を選定し、努めて既存の施設・設備を利用すること。
- (5) 訓練会場・訓練項目などの区分ごとに安全管理責任者を指定し、事故防止に努めること。
- (6) 事業所や家族ぐるみでの積極的な訓練参加を依頼し、特に避難行動要支援者の訓練参加に配慮すること。
- (7) 自主防災組織役員・防災指導員等が自立的な防災行動がとれるようにするため、研修・教育の機会を設けること。
- (8) 訓練終了後、参加者の意見交換を通じて課題を整理し、必要に応じて避難計画や防災計画等を見直すなど、防災体制の一層の整備を図ること。

9 中止対応

- (1) 山梨県、静岡県、神奈川県のうちいずれかにおいて災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、各訓練主体は、住民の安全確保を最優先して適切な状況判断により訓練の全部又は一部を中止する。
- (2) 訓練を中止する基準は、別紙「富士山火山三県合同防災訓練 2014 中止基準」のとおりとする。訓練の中止は、各県より関係機関に連絡する。

富士山火山三県合同防災訓練 2014 中止基準

- 1 東海地震に関する情報（定例の調査情報を除く）が発表された場合
全て中止
- 2 山梨県、静岡県、神奈川県いずれかに気象に関する特別警報が発表された場合又は震度5弱以上の地震が発生した場合
全て中止
- 3 静岡県、神奈川県いずれかに高潮・波浪に関する特別警報が発表された場合又は津波警報が発表された場合

合同図上訓練		中止
住民等避難 訓練	山梨県市町村	状況により中止
	静岡県市町	中止
	神奈川県市町	中止
独自訓練		状況により中止

- 4 山梨県、静岡県、神奈川県いずれかに気象警報が発表された場合又は震度4の地震が発生した場合、静岡県か神奈川県に津波注意報が発表された場合

合同図上訓練		状況により中止
住民等避難 訓練	山梨県市町村	状況により中止
	静岡県市町	状況により中止
	神奈川県市町	状況により中止
独自訓練		状況により中止

- 5 伊豆東部火山群の活動に異常が認められる場合

合同図上訓練		中止
住民等避難 訓練	山梨県市町村	状況により中止
	静岡県市町	状況により中止
	神奈川県市町	状況により中止
独自訓練		状況により中止

- 6 富士山の火山活動に異常が認められる場合
全て中止

- 7 その他、各関係機関において中止することが必要とされる事象が発生した場合
静岡県に連絡し、三県（山梨、静岡、神奈川）で協議の上、状況により中止